

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 2 月 1 7 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 管理部門長 二階堂 英城

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) 小型船舶やえやま操船業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和 5 年 4 月 1 日  
至) 令和 6 年 3 月 3 1 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、各項目ごとの単価に予定数量を乗じた総価の合計額を入札書へ記載するのと。また、落札決定に当たってには、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算し、消費税及び地方消費税を課税事業者であるか、入札者は、消費税及び地方消費税を課税事業者であるか、入札金額の100%に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」または「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書の交付を受けること。)

① 直接交付  
沖縄県石垣市椶海大田148  
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所  
八重山庁舎  
電話 0980-88-2571  
FAX 0980-88-2573

② 宅配便着払いによる交付  
任意書式に「(単価契約)小型船舶やえやま操船業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付  
任意書式に「(単価契約)小型船舶やえやま操船業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和5年3月22日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行

うととも、に当機構のホームページにて公表することにより  
 入札説明、会に代える。ホームページにて公表することにより  
 同様に、対し、質疑の内容に個人に関する情報であって特定の個人  
 人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害  
 するおそれのある記述がある場合は、当該箇所を伏せ  
 又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答すること  
 がある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和5年3月28日 14時00分  
 沖縄県石垣市椴海大田148  
 国立研究開発法人水産研究・教育機構  
 水産技術研究所八重山庁舎本館会議室
- (2) 郵便による入札書の 令和5年3月28日 12時00分  
 受領期限及び提出場所 3.①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて 日本語及び日本国通貨。  
 使用する言語及び通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書  
 及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札  
 を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書  
 写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先 当該する契約先  
 次の①及び②いずれにも該当する契約先  
 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相  
 当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として  
 再就職していること  
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
 ※注2  
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発  
 法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する  
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する  
 者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与  
 える者と認められる者を含む。  
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げ  
 られた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実  
 績による。
- (2) 公表する情報 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約  
 締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当  
 機構における最終職名  
 ② 当機構との間の取引高  
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ  
 かに該当する旨  
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機  
 構における最終職名等）  
 ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については

原則として93日以内)

(5) その他  
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているので、ご確認いただきたくとも、所要の情報の当機構へのご提供及び情報のご協力をお願いいたします。また、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: [http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いづれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 (単価契約) 小型船舶やえやま操船業務
2. 業務目的 本業務は、当所所有小型船舶やえやまの操船業務を外部委託することを目的とする。小型船舶やえやまの航行区域には、海面が浅い区域や海流の変動が大きい区域が複数存在するため、当海域に精通した者に操船業務を委託することで、効率的で安全な調査業務及び船体保守業務が出来るようにすることを目的とする。
3. 業務場所 係留場所 登野城漁港 (別紙のとおり)  
航行区域 沖縄県石垣島、同県水納島、同県多良間島、同県黒島、同県波照間島、同県西表島、同県仲ノ神島、同県鳩間島の各島の各沿岸から20海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域  
船体上架及び船体下架に係る操船業務  
登野城漁港～石垣港小型船舶置き場 I-5 (別紙のとおり)
4. 予定数量
- |                |        |
|----------------|--------|
| 1) 調査に係る操船業務   | 約 60 日 |
| 2) 船体上架に係る操船業務 | 約 3 回  |
| 3) 船体下架に係る操船業務 | 約 3 回  |
5. 業務期間 自) 令和5年4月 1日  
至) 令和6年3月31日
6. 業務内容 小型船舶やえやま (全長 9.50m・全幅 2.98m・総トン数 4.7t) の操船及び運航前・運航後点検にかかる業務を行うこと。
- 1) 調査に係る操船業務  
本業務は1日(8時間)とし、詳細な内容は以下のとおりとする。  
① 請負者は、担当職員が指定した期日に指定した調査海域まで操船すること。  
② 出航時刻等の詳細については、随時担当職員と打合せのうえ決定すること。  
③ 操船に関しては同乗する職員の安全を最優先すると共に、船体及び備品等に損傷を与えないよう、細心の注意を払うこと。  
④ 出航に際して運航前・運航後点検を行い異常が見受けられる場合は当所担当職員へ速やかに連絡すること。
- 2) 船体上架に係る操船業務  
① 請負者は、担当職員が指定した期日に登野城漁港係留場所から石垣港小型船舶置き場間を操船すること。  
② 台風接近時には上架後、幌などの風の影響を受ける物等を船上から撤去し、船室内にしまうこと。また、暴風による被害を防

止するため、指定箇所に船体をロープ等で固定すること。

- ③ 船体の上架業務については別途委託するため、船台に船体を乗せる際には、相手方業者の誘導に従い操船すること。

3) 船体下架に係る操船業務

- ① 請負者は、担当職員が指定した期日に石垣港小型船舶置き場から登野城漁港係留場所までを操船すること。
- ② 台風接近時に固定に使用したロープ等を撤去し、上架時に撤去した物は元に戻すこと。
- ③ 船体の下架業務については別途委託するため、船台から船体を降ろす際には、相手方業者の誘導に従い操船すること。

7. 特記事項

- 1) 操船者は小型船舶操縦免許2級を有し、船舶航行に必要十分な経験を有する者に限るものとする。
- 2) 本業務にかかる燃料、その他消耗品等は当所にて負担するものとする。
- 3) 操船指定期日及び業務海域は操船依頼の都度、請負者に対し指示を行うものとする。

8. その他

詳細については担当職員の指示に従うこと。

◎各業務における操船場所

1. 調査に係る操船業務：登野城漁港（通常係留場所）
2. 船体上架及び船体下架に係る操船業務：登野城漁港～石垣港小型船舶置き場 I-5

